

「志高く奉仕の心」

会長 柳 清二



THE WEEKLY REPORT  
2012~2013

# TAKIKAWA ROTARY CLUB

本日は 第2799回 例会  
プログラム  
年次総会  
No. 2635 12月6日(木)

次週以降の予定  
12月13日(木) 忘年会(夜間)  
12月20日(木) 半期を省みて  
12月27日(木) 休会

## 第2798回 例会報告

2012年 11月29日(木)

### 会長挨拶・報告



《冬にいる 緑の木にも 雪帽子》  
夏の緑の爽やかな時期が過ぎまして冬になりますと、雪の帽子を被った木々が本当に痛々しく感じる季節となりました。今年の夏の暑さもどこへやら、季節の廻りは冬は忘れじと寒い日が続きます。今日は雨が降ったりと、また昨日道東の暴風雪。これは本当に胸が痛みますが、まだ今日も懸命な復旧作業をしているところですが停電で市民の生活に大きな影響が出ていると言うことなので早い復興を祈って止みません。

さて、北海道日本ハムファイターズは来年1月より、選手を各市町村に派遣して、特産品をPRするという紹介が新聞に出ておりました。滝川は斉藤佑樹投手が大使として任命されました。全国民をテレビに釘付けにした高校野球のメッカの甲子園の優勝投手ですが、滝川ロータリークラブも来年、甲子園出場が決まっております。ぜひ斉藤佑樹投手がみえましたら優勝の秘訣等を教えていただいで、来年度は5月か6月になりますが、期待しておりますので優勝目指して頑張ってください。

本日の卓話を頂きます、村田雅彦先生は、野球選手として活躍をされたと昨日伺いました。滝川ロータリークラブに入会されて、一緒に甲子園で優勝しましょう。是非御入会を考慮して下さい。

### 幹事報告



- ①芦別RCより会報が届いております。
- ②12月6日(木)は、第12回理事会・第4回クラブ協議会を開催致します。下期(3・4・5・6月)担当例会をお持ちの各委員長さん並びに、同好会長さんは下期活動計画書を、又、2月に担当例会をお持ちの各委員長さんは担当例会事業実施計画書を今月30日までに事務局へ提出して下さい。
- ③本日の例会終了後、臨時理事会を開催致します。役員理事の皆様は2番テーブルにお集まりいただくよう、よろしくお願い致します。

### 委員会・同好会報告

#### 【麻雀同好会】

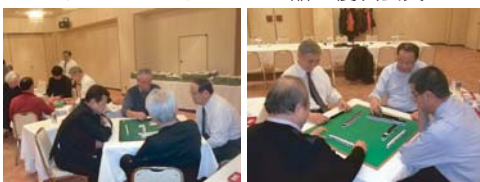
11月29日(木)18時から食事会、18時半から競技開始致します。参加者の方は忘れないようお願い致します。

#### 【親睦委員会】

12月13日(木)忘年会の出欠を提出されていない方は早めをお願い致します。また多数の御婦人の参加をお待ちしております。

#### 【麻雀大会 結果】

優勝 藤井 照也会員、準優勝 五十嵐達明会員  
ブービー賞 松原 章会員、  
ブービーメイカー 三品 優次会員



### 先週のプログラム

#### ロータリー情報委員会担当例会

#### ゲスト卓話



佐藤 佳朗 ロータリー情報委員会副委員長  
本日は裁判員制度についてのお話です。講師をしてくださる村田雅彦さんは酒豪とまではいきませんが、お酒が好きで特に日本酒を好み、きれいなお酒の飲み方をする弁護士さんです。

#### 【講師の略歴】

昭和49年9月21日生まれ (家族構成) 妻・長男

#### 【経歴】

平成5年 福岡県立小倉高校卒業  
平成11年 中央大学法学部法律学科卒業  
平成12年 司法試験合格  
平成13年 司法修習生  
平成14年 弁護士登録  
小寺正史法律事務所

(現：弁護士法人小寺・松田法律事務所) 入所  
平成16年 弁護士法人小寺・松田法律事務所  
滝川事務所所長就任

#### 【公職等】

北海道大学法科大学院非常勤講師 (H17年~H20年)  
日本弁護士連合会 裁判員本部委員 (H16年~現在)  
札幌弁護士会 地域司法対策委員会副委員長 (H24年~現在)  
刑事弁護センター運営委員会委員 (H14年~現在)  
裁判員制度実施本部委員 (H16年~現在)

#### 「裁判員制度について」



小寺・松田法律事務所 弁護士 村田 雅彦 様  
平成16年9月より滝川で仕事をさせていただきます。8年も仕事している割に自分の事をご存知ない方が多いと思いますが、それは私が外に出て皆様とかわらせていただく努力が不足しているせいだと思っております。今後、いろいろな所に出させていただきます皆様とお付き合いさせていただけたら、と思っております。

#### 《裁判員制度》

#### 日本弁護士連合会裁判員本部

#### 【「裁判員制度」導入の理由】

- ◎国民が、裁判に直接参加して支えようという制度(国民主権)
- 「司法」にだけなかった「国民参加」
- ◎裁判が市民から近いものに市民の社会常識を司法に反映する

#### 【裁判は誰のもの?】

- ◎社会のもめごとを解決する国の制度  
国民が、裁判制度も支えている
- ◎「裁判は裁判官だけがやるもの」とは限らない  
日本にもあった陪審制度  
国民の参加は世界80ヶ国以上(日弁連調べ)

#### 【世界の市民参加制度】

- ◎陪審制度  
アメリカ・イギリス・スペイン・ロシア・イギリス連邦諸国・メキシコ・ブラジル・ニカラグア・香港など
- ◎参審制度  
ドイツ・フランス・イタリア・アフリカ諸国(アルジェリア・ケニア・コンゴ・南アフリカ共和国など)・アルゼンチン・中国など

**【裁判員制度の概要】**

- ◎刑事重大事件が対象
- ◎裁判員は、選挙人名簿からくじで選出
- ◎裁判官3人、裁判員6人で議論(原則)
- ◎裁判員は、有罪・無罪と量刑を判断
- ◎被告人は裁判官による裁判を選択できない

**【刑事重大事件が対象】**

- ◎なぜ、刑事重大事件？
  - 市民の関心が高い
  - 「重大性」→市民参加の意味大きい
- ◎どんな事件が対象？
  - 死刑・無期の刑を選択できる罪
  - (殺人・強盗殺人・身代金目的誘拐など)
  - 意図的に犯した行為で被害者が亡くなった場合
  - (傷害致死・危険運転致死など)

**【裁判員の選び方】**

- 裁判員候補者名簿の作成(年に1度)
  - (選挙管理委員会・地方裁判所)
  - 裁判員候補者の選定
  - (地方裁判所が名簿からくじで選ぶ)
  - 裁判員候補者の裁判所への呼出
  - 裁判員候補者に質問(→除外)→選任
- } 事件ごとに決定

**【どんな人が裁判員になる？】**

- ◎20歳以上、衆議院選挙の有権者
- ◎ただし、次の人はなれない(欠格事由)
  - ・国家公務員になることができない人
  - ・義務教育を修了していない人(同等の学職がある人はなれる)
  - ・禁 以上の刑に処せられたことのある人
  - ・心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障がある人

**【裁判員なれない職業】**

- ◎国会議員
- ◎国務大臣
- ◎行政機関の幹部職員
- ◎法律家、裁判所・検察庁・警察関係者
- ◎都道府県知事、市長村長
- ◎自衛官

**【裁判員にできない立場(1)】**

- ◎刑事事件で起訴されて事件が終わっていない人(軽微な事件は除く)
- ◎逮捕または勾留されている人

**【裁判員にできない立場(2)】**

- ◎被告人や被害者の関係者(親族、同居人、告発者)
- ◎事件の証人、鑑定人など

**【裁判員をご遠慮いただく場合】**

- ◎不公平な裁判をするおそれがある場合
- (例)「弁護士のいうことは信頼できない」
- 「被告人は有罪だと確信している」

**◎理由を示さない不選任制度**

**【裁判員は辞退できる？】**

- ◎70歳以上
- ◎過去5年以内に裁判員をやった人
- ◎過去1年以内に候補者として裁判所に出向いた人
- ◎やむを得ない事由で、裁判員となったり、裁判員選任手続に出向くことができない人

**◎学生・生徒**

**【「やむを得ない事由」とは？】**

- ◎重い病気やケガ
- ◎同居の親族の介護・育児で手が離せない
- ◎「父母の葬式への出席その他の社会生活上の重要な用務であって他の期日に行うことができないもの
- ◎事業に著しい損害が生じるおそれがあること
- ※ほかにも政令で定める予定

**【「選任手続」はどう進む？】**

- ◎呼出状に書かれた日時に裁判所に出頭
- ◎裁判員としてふさわしいかどうかを確認するため、裁判官から質問
- ◎ふさわしくない理由があれば、裁判官がその候補者を選任しない決定を行う
- ◎最後に残った候補者からさらに定員までくじで数を絞る

**【裁判員の参加する刑事手続】**

- 1 起訴 2 公判前整理手続
- …以下、裁判員が関与
- 3 裁判員の選任手続 4 公判審理 5 評議・評決 6 判決

**【起 訴】**

- ◎「犯罪」とおもわれる行為
- ↓
- ◎検査……警察と検察による
- ↓
- ◎検察官が処分を決定
- 犯罪ではない、証拠が不十分→不起訴
- 犯罪である→起訴猶予
- 起訴

**【公判前整理手続】**

- ◎参加者…裁判官・検察官・弁護士
- ◎行うのは
- 1. 争点整理…「争い」はなにか
- 2. 証拠の整理…どんな証拠を、どんな順序で調べるか

**【公判審理】**

- ◎冒頭手続
- 起訴状朗読、被告人・弁護人の意見を聞く

**◎証拠調手続**

- 検察官と弁護側の冒頭陳述
- ◎弁論手続
- 検察官の意見(論告・求刑) 弁護人の意見(最終弁論)
- 【審理を見るとき大事なポイント】(無罪の推定)**

- ◎有罪判決を受けるまで、被告人は「罪を犯していない人」として扱わなければならない。
- ◎検察官が「合理的疑いを残さない証明」に成功しない限り、被告人を有罪とすることはできない。

**【合理的疑いを残さない証明】**

- ◎犯罪のすべての要素について(例：殺人事件)
  - ・被告人が
  - ・殺意をもって(殺人の故意)
  - ・「殺す」行為をし(殺人の行為)
  - ・その行為によって(因果関係)
  - ・被害者が死亡した(結果)
  - ・正当防衛などではないこと
- ◎誰でも疑いを抱かない程度に確信できること：疑いが残れば無罪

**【裁判員と裁判官の分担】**

- (裁判員と裁判官)
- ◎事実の認定、法令の適用、刑の量定→評議
- (裁判官のみ)
- ◎法令の解釈についての判断、訴訟手続についての判断、その他

**【評 議】**

- ◎裁判官と裁判員が、一緒に行う。
- ◎裁判員は、出席して意見を述べる。
- ◎裁判官が、「法令の解釈についての判断」「訴訟手続についての判断」を示したときは、これにしたがう。
- ◎裁判長は、必要な法令についての説明を丁寧に言い、評議がわかりやすくなるよう整理し、裁判員の発言の機会を十分にもらうなど配慮しなければならない。

**【評 決】**

- ◎合議体の過半数による多数決で決める→全員一致をめざす
- ◎裁判員の意見だけの「過半数」では、決められない
- ◎「過半数」には、かならず裁判官・裁判員、双方の賛成が必要
- 【裁判員は「秘密」を守る】**
- 処罰されるのは…
- ◎評議の経過を話す
- ◎裁判官や裁判員の意見や、その数を話す
- ◎その他職務上知りえた秘密を話す
- 刑は…6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金



**柳 清二会員**

村田雅彦先生の貴重なお話しを頂いて。

**鷲尾昌法会員**

滝吹が北門信用金庫まちづくり基金の助成を受けました。有り難うございました。

**水原 勝之会員**

NP0法人空知文化工房のたきかわライブパフォーマンス事業実行委員会が、財団法人北門信用金庫まちづくり基金の助成金をもらうことが出来ました。これで「たきじえね」ができます。ありがとうございました。

**戎谷 侑男会員**

担当例会でそらぶちキッズキャンプのツリーハウス、点鐘式・点火式を無事に終えて。

**佐藤 佳朗会員**

担当例会を終えて。

**川口 義弘会員**

担当例会を終えて。村田先生・佐藤副委員長ありがとうございました。

会長／柳 清二  
 幹事／川原 弘嗣  
 編集／クラブ会報委員会

電子メール info@rotary.gr.jp  
 ホームページ http://www.rotary.gr.jp/

例会日●毎週木曜日 PM0:30  
 例会場●ホテルスエヒロ  
 事務局●ホテルスエヒロ 7F  
 〒073-0032 滝川市明神町2丁目2-16  
 TEL (0125)22-3344  
 FAX (0125)24-2755

